

大量破壊兵器の拡散問題について

大量破壊兵器の拡散問題について

1 問題意識の所在について	1
2 冷戦後の核戦略の変容	3
(1) 冷戦時代の核戦略の概観	3
(2) ソ連崩壊の影響	6
(3) 冷戦後の米国の核戦略	10
3 冷戦後の核の拡散問題	12
(1) 核の拡散の論理とそれを防止する論理	12
(2)	13
(3) 攻撃兵器拡散をディスカッションするための施策	16
(4) 対ミサイル防御能力	11
(5) 核拡散防止のための抑止・阻止機能	18
4 冷戦時代とポスト冷戦時代における米国の核の意義	20
(1) 日米安保の意義	20
(2) 冷戦後の日本にとっての核の傘	22
5 B本にとって核は意義ある選択か	24
(1) 核武装の意義	24
(2) 核武装が必要となる前提条件としてなにが考えられるか	25
(3) 核オプションのコスト	26
6 日本の選択	30

大量破壊兵器の拡散問題について

7.5.29

1 問題意識の所在について

今回大量破壊兵器の拡散問題を議論するに当たって最初に気がついたことは、「大量破壊兵器」と一般に言われる概念に明確な定義が見あたらないことである。そこでこの際「大量破壊兵器の拡散」を議論するため、以下のように分類を仮定することとした。

第一は、兵器の種類である。

ここで考えられるのは、核兵器、化学兵器、生物兵器、の三種類である。一旦使用された場合には、軍人・市民の差別無く万を単位とした大量殺傷を容易に可能とする兵器である。在来型の爆弾であっても、第二次大戦の「レステンや東京の大空襲のように、大量破壊及び殺人も可能ではないか」という反論も可能であろうが、こうした戦略爆撃を行うには大量の航空機及び爆弾の動員が必要であること、奇襲性に乏しいこと、航空機で迎撃するように有効な対抗策を考えうことから、この際検討の対象から除くこととした。

さらに、当初の原稿に含まれていた生物化学兵器についての記述も、再考の末除くこととした。冷戦が終了したことに伴う戦略環境の激変に最も強く影響されたのは核兵器であり、生物化学兵器は特に目立った影響を受けていない。そしてまた、核兵器を中心とした米国の拡大抑止こそが日米安保の根幹である。以上のこと考慮して、今回あえて問題を核兵器に限定することとした。

第二は、運搬手段である。

核兵器は、砲弾、爆弾、ミサイル弾頭等様々な形状で使用することが出来る。しかしながら最近の急速な拡散が証明するように、考えうる運搬手段のうち有効な迎撃策を見出せないのは、ミサイルである。湾岸戦争のスカット運用に見られた有効な奇襲能力と迎撃の困難性は、今後とも防御側にとって重大な問題となるものであることから、本稿では運搬手段についてはミサイルのみに着目を払った。なお最近注目される「戦域ミサイル防衛」(TMD)は、ミサイルに対する防衛手段として有効なものたりうる可能性がある反面、その出現が新たな議論を招く可能性があることから、一説をたてて論じることとした。

問題意識は以下の通りである。

- ① 冷戦が終結しソ連邦が崩壊したことに伴い、旧ソ連邦の核兵器関連技術及び核物質の流出の危険性が高まったことから、核の拡散問題が安全保障上の重要問題として顕在化することとなった。

- ③ 冷戦期間中に米ソが発展させた核の論理が、冷戦構造の崩壊に伴いどのように変化することとなったのか。又、冷戦後の安全保障における核兵器の役割は変化するのか、変化するとすればその新たな役割はどのようなものとなるのか。
- ③ 日本は冷戦期間中安保条約を通じて米国の拡大抑止に依存することができたが、冷戦構造崩壊後は日本にとって米国の拡大抑止への依存は引き続き必要か、必要であるならばどのような形で担保されていくのか。
- ④ 日本については核武装の可能性が常に懸かれるが、NPT延長後の戦略環境下で日本にとっての核オプションはいかなるものが妥当か、それを対外的にどのようにアピールすれば効果的なのか。

以上の点を検討した結果まとめたのがこの原稿である。なお、初稿については防衛研究所小川、統幕5室山口、内局西の間で謹論した内容を西がまとめ、今回稿を改める際には全面的に西が担当した。

2 冷戦後の核戦略の変容

② 冷戦時代の核戦略の観察

① 柔軟反応戦略と相互確証破壊理論が冷戦時代になぜ有効だったのか

冷戦構造という用語が、ベルリンの壁崩壊以降一般に使われるようになったが、この言葉には「大量破壊兵器」以上に明確な定義が存在しない。そこで今後核を巡る議論を深める上で、冷戦の枠組みとそこにおける核の役割について以下のように認識を整理することから議論を進めることとした。

冷戦期間中、米ソ両国は、核から通常兵器に到るあらゆるレベルで、原則的に世界中あらゆるところで対抗していた。両国の保有する兵器体系は、戦略核兵器を頂点とするものであったが、そこへ至る過程は陸海空各軍種の通常兵器から戦術核・戦域核と緻密なラダーが組まれていたということが出来る。すなわち両国は、考えうる全ての兵器を利用し、無制限に紛争を拡大することが可能（これが柔軟反応戦略の現象化である）であった訳だが、その兵器体系の頂点に戦略核兵器を置き、抗争の極限が大量破壊であり、勝者無き殲滅以外あり得ない状況を設定（相互確証破壊の現象化である）することで、両国の対抗関係に自己抑制機能を内在させていたのである。勝者無き紛争のスパイラルを抑止する構造にMAO（狂気）と名付けたことは米国流のユーモアであったかもしれないが、その狂気は米ソ二国のみが支配することが出来るものであり、両国が「究極においては自己の存在を望む」という正気を共有しているという前提があって初めて初めて成立するものであった。仮に正気を共有できない事態が生じた場合には如何なる状況になるかは後に論じる。

兵器体系の頂点に戦略核兵器を位置づけ、相互確証破壊に基づき恐怖を担保することによって、無制限に紛争が拡大することを防止するという抑制機能を内蔵させる。これによって国際関係における角逐を実現するシステムこそが冷戦構造の基本であつた。ということができる。

柔軟反応戦略と相互確証破壊理論が有効に機能した背景には、戦術、戦域、戦略各レベルの核兵器が大量に配備されていた事実の他、国際社会が基本的にイデオロギーを軸に東西両陣営に分割されていたことにある。

その構造は以下の四点で解析すること

1. 米ソ両国は、政治的経済的軍事的に圧倒的な優位にあり、陣営の盟主として構成員に対し拡大抑止の担保を中心とし、その安全保障について包括的な責任を負う立場にあるとともに、相手陣営に対する自己の優越性を証明することが求められていた。
2. 陣営を構成する各国は、自国の政治経済体制を前提に米ソいずれの陣営に属するかを決定し、それに伴い拡大抑止の庇護を反射的に享受していた。ただしここで享受

受できる庇護の程度については、陣営内におけるその国的重要性（経済的、軍事的、地勢的条件による）によって程度の差があった。なお、「非同盟中立」を掲げる国々は、この概念に当てはまらない複雑な要素であるが、その位置づけ 体は本稿の論旨に直接関係しないため敢えて捨象した。

3. 所属する陣営の変更は自国の体制変更が条件であるが、自発的なものは考えにくく、革命という形をとるのが通常であった。このような行為は同時に所属している陣営の原理を否定する行為であるため、原則として許容されなかった。
4. 米ソ両国の対立は、地球上を画然とした勢力圏に分割し、その間の移動を許さぬ形で成立し、陣営相互間では各々の勢力圏を承認するが 同時に「勘争い」も認められていた。

こうした冷戦構造の中では、戦略核は物理学上究極の兵器であるにとどまらず 政治的にも至高の存在として位置付けられていたことから 単に弾頭のみならず運搬手段についても、さらには兵器自体だけでなく製造にかかる技術からクリティカルな材料までが、厳重な管理下に置かれることとなった。

② 米ソ以外の国の核の意義は何だったのか

米ソ間で成立した柔軟反応戦略と相互確証破壊理論は、この二ヶ国以外に適用可能だったのだろうか。結論から言えば否である。

第一に、米ソ以外の国では、通常兵器から戦略核に到るまでの緻密な兵器体系を整備するコストを負うことが不可能であった。

第二に、より本質的な理由だが、両陣営の盟主である米ソ以外の国が上記二条件に適応することは、両国の地位を脅かすこととなりかねない。陣営内の結束の意義を考えれば、構成員各国にとってはそれぞの盟主の軍事力を補完する能力の育成は必要であっても、それを越え とは却って自己の存在を危うくしかねないのである。

それでは、英仏や中国の核の意義とは何だったのだろうか。特に米ソ両陣営から距離をおく中国の核は、どのような理論的背景を持つものと理解すべきなのだろうか。

第一に英仏について検討すれば、その核は以下のような役割を担ったものであることが解かる。

歐州正面は、東西両陣営が直接対峙する第一正面であり、西側兵力の中核を担うのは、第二次対戦終了後展開を継続している米軍であった。通常戦力のレベルで比較した場合には、西側は必ずしも優勢とはいえず 米国の拡大抑止と有事の迅速な増援とが死活的な重大性を有していた。歐州諸国にとっては、自己の生存は米国のコミットメントの有効性に掛かっていたわけであり、様々な形でその確実性の担保を図る努力がなされたのは当然である。トラップ・ワイヤ理論、即ち在欧米軍が東側の攻撃に直ちに巻き込まれることにより、米本国は自国民を守る立場からも自動的に参戦せざる

を得ない状況となる、というのがコミットメント確保の点で有名な施策である。英仏の核兵器保有も同様に米のコミットメント確保の手段として考案されたものだが、これは通常兵器から核へと数段を越えるうえで必要な手段と考えられた。つまり、米国が対東側の紛争に巻き込まれたにしても、通常兵力の次元で終始し、最終的に核に手を掛けずに欧州から撤退されたのでは、欧州諸国の存在はやはり覚束ないものとなってしまう。仮に欧州が独自の判断で使用できる核を保有しておけば、柔軟反応戦略が想定する通常戦力の欧州から核戦力の応酬へ移行するイニシアティヴを米国に独占させないことが可能となる。こうした考え方から英仏両国は米国の暗黙の了解の下に核兵器保有に踏み切ったのである。それゆえ両国の核の位置づけはあくまでも通常兵器のレベルから核兵器のレベルへと紛争状況を移行させることを担保する手段であり、その使用も、米国が核に手を掛けず欧州から撤退するよ
じた場合、という点で理論的には予見可能なものである。しかしながら兵器体系のなかでの位置づけについては、米ソが予定したような戦略核を頂点としたあらゆるレベルで対抗するための緻密な兵器体系の一環としての核ではない。

さらに、英仏両国間の核兵器の意義にも微妙な違いがある。1966年にNATO軍事機構から脱退した仏の行為は、米国に全面的に依存しなくてはならない欧州の現状に対する批判であり、米国の拡大抑止に対する不信の表明であった。他方、独仏国間条約という独自の根柢で西独国内に陸軍兵力を展開しながら、当時の両国関係は決して十分な相互信頼に基づいていたわけではない。「仏の核は、東西独国境までしか届かない。西独に侵入したソ連軍をやっつけければ、一石二鳥だから。」という小咄は、独側からの不信感の現れである。独自性を維持し、米独二国に対し安全保障の切り札を用意する、これが仏の核の本音であり、英の核と異なる点である。

中国の核の位置づけは、英仏とも異なるものである。すでに1950年代から亀裂を生じていたソ連との関係から、中国にとっては東側陣営に留まりソ連の核抑止に依存するという方針を採用することは不可能であった。西側陣営に属さず（むしろ70年代初頭の米中関係改善までは、西側からは敵視されていたと言える）、同時にソ連の核に期待できず、さらにはソ連の侵攻に対処する必要性すらあった中国にとって、両陣営いずれにも属さないという独自性を担保するための核戦力が必要とならざるを得なかった。その運搬手段の能力の限界から考えれば、むしろ対ソ報復力として位置づけられた戦力と規定するこ
と思われる核の出現を、米ソ両超大国の覇権に対抗するもの、として正当性の証明がなされたことから、自存自衛のための核は許されるべきだ、という論理を世界に提供することとなった。北朝鮮の核開発が、自分の喉元に突き立てられた七首に等しいものでありながら、自己の核開発の論理と同じ次元に立つものであるために非難することができない今の中国の立場は自縛自縛そのものである。

能力的にはソ連に対して大きく均衡を損なっている中国の核が、戦略核を中心とし

た構成という能力的にも限られたものでありながら、なおかつ対ソ抑止力として機能したのは、シベリアという広大な補給を極度に阻害する空間が存在し、ソ連の侵攻を歐州正面と比べて著しく難しいものとしていたため、通常兵力による紛争が重大化しにくかったことによるものと思われる。同時に、ソ連にとっても主正面はあくまで歐州であり、対中国第二戦線を設けたという事情も、中

国の核が限定されたものでありながらも独自の抑止力として機能し得た背景にあることは見逃せない。また、使用のタイミングについても「人民の海」を前提にした毛沢東の戦略理論に基づくものである以上、ソ連軍の大規模な侵攻を許しケリラ戦による反撃が有効性を喪失した段階、ということが理論的に想定されるものであった。しかし中国においても、米ソと並ぶような巨大な兵器体系を構築することは不可能であったから、その核については冷戦構造の二本柱である柔軟反応戦略と相互確証破壊の考えを担った核であったとは言えない。

英仏や中国と異なる核の存在は、近隣の鋭く対立する国に対する報復力として用意される核戦力である。例えば、インド・パキスタン間や、周辺アラブ諸国に対するイスラエルの立場がこれに当たる。この場合、通常兵器と核兵器との間には、緻密なエスカレーションラダーが整備されることとはならないため、いかなる段階でどのような動機から核が使用されるかについては、米ソや英仏中の核と異なり予見可能性が理論上存在しづらいものであるため、五大国が保有する核と比較して不安定・不確実な危険な存在だと考えられる。

(2) ソ連崩壊の影響

①ソ連の崩壊により緻密な兵器体系を前提とした相互確証破壊理論は必要ではなくなったのではないか

ソ連邦の崩壊は核理論にも重大な影響を与えるにはおかなかった。ロシア共和国が旧連邦の軍事資産の大半と地政学上の位置とを基本的には承継したが、その能力は、兵力量だけでなく即応性の点から見ても昔日の赤軍の比ではない。NATOは、このロシアにも形の上では対峙する位置に残されたわけであり、その戦力も通常戦力から戦術核・戦域核、更に戦略核についても限定使用から全面報復へと従来通りのリンクを維持しているわけだが、対抗勢力であった旧連邦が存在しない以上、従来のルールを維持し緻密な兵器体系を前提とした相互確証破壊理論の必然性は乏しくなったといわざるを得ない。

次に考えられることは、確証破壊にいたるエスカレーションラダーが機能しなくなったことに伴い、各々⁽¹⁾レベルにおける抑止・対処の必要性が増大しているのではないかという点である。換言すれば、米国は対ソ対処時のようなエスカレーション⁽¹⁾自由と柔軟性とを失ったことにより、軍事的に手詰まりな局面を強いられることになったのではないかと思われる。

多少極端な解釈かもしれないが、ハイチに対する米軍の侵攻決定過程のもとつきは、この証左と考えられないことはない。すなわち、小火器程度の武装しかないハイチに圧倒的な武力を誇る米軍が乗り込み制圧することは、冷戦期間中であれば、対ソ対峙の一環、自衛権の発動として合理化することも可能であったろう。しかし背景に旧ソ連のJ: うな許容不可能な存在がない一小国に対し、人権外交の建て前のみをかざして米軍の介入を正当化することは、パン・アメ、カニズムを振りかざすにしても国際世論のみならず米国内の支持をとりつけることも難しい事態だったのではないだろう。

この反対の例として、湾岸戦争の場合のように、国連の決議を積み重ねる等の形で国際世論の支持を確保すれば、圧倒的な軍事力行使することも可能であるということも考えられる。つまり、冷戦後の国際社会においては、圧倒的な軍事力を誇る米国であっても、その行使に当たっては国際世論の動向へ十分に配慮することが求められると共に、世論対策上から容易にエスカレーションを図ることができず紛争の長期化に苦しむという状況が生じると考えられる。

しかしながら、核が使用される可能性が皆無となったわけではない。最も単純なケースとして、威信を維持するために核による威嚇を利用するような事態は今後とも排除できないように思われる。問題は、このような冒険主義的な核に利用は、当該国の既存の軍事体系と何等理論的な一貫性を持たないために、予測可能性が極めて乏しいことであり、核交戦へエスカレートする事への恐怖に依拠する「拡大抑止効果」は大きく低下せざるを得ないことである。

このように考えてくると、柔軟反応戦略と相互確証破壊とに依拠した従来の核の理論、言い換えれば歐州正面におけるソ連との対決を大前提に築かれてきたこれまでの米国の核理論は、妥当する対象を失ってしまったことにJ:り、新たな事態に対処するためには新たな論理の系を設定する必要に迫られていることとなる。最近米国で通常戦力の抑止効果に関心が寄せられているのも、従来のような核へ通じるエスカレーション、ラダーが機能しなくなっていることを自覚したことへの反映であり、戦術核の第一撃使用の妥当性が論証されない限り、通常戦力の整備をおろそかにすることはできない。更にいえば、従来のように核へと昇華する前提に立つ通常戦力整備に対することが求められるこなる。例えば、湾岸戦争で使用されたような精密誘導兵器の大量使用と効果的な使用環境を担保するための電子戦能力・C3I及びこうした能力を大規模かつ短期間に集中的に展開できな機動力と兵站整備が進められることとなるのではないだろうか。

もう一つ忘れてならないことは、START-IIのように従来の核論理を前提とした核管理の議論が、これまでと同様の有効性を發揮しない恐れがあることである。従来の核論理の下では、米ソが第二撃能力を担保する範囲内

であれば弾頭数を削減することは可能であった。ところが今日のように通常戦力体系が脆弱なものとなりつつあるロシアにおいては、核が安全保障政策に占める役割は従来より高まらざるを得ず、さらには、赤軍の弱体化に伴い使用の予測可能性が失われるこことすら考えられる。ここでロシアの場合が他の核保有国に比べて特に難しい点は、同国の核は依然としてある。つまりロシア軍が脆弱化することにより通常兵器から核へのエスカレーション・ラダーが不健全なものとなり、それに伴って核の使用についての予見可能性が失われるという「核に関する最悪のケースが想定されるのである。

こうなると問題となるのは、従来の核論理に基づいたシステムの中で、通常兵力脆弱化という新たな事態を反映して、どのようにして相互抑止を安定化することができるか、という問いにどのように答えるかである。

例えば現在進められているSTAR T-IIについても、合意された弾頭数の上限の枠内において、米露両国が報復戦力を健全な形で維持する努力を継続すれば、相互確証破壊理論を安定化させることができることとなる。しかしながらこうした対応は、冷戦期間中の核理論の焼き直しであり、冷戦後の事態に妥当し続ける保障はなく、核理論の進化の可能性を考えれば、むしろ逆行的な対処と思われる。

③ 中国以下の中小核保有国に米国の核抑止力は機能するか

国家が解体したソ連の場合と異なり、米国の核抑止力は冷戦期間中に整備されたものが温存されており、能力の面では問題はない。むしろ注目すべき点は、今や世界唯一の軍事超大国となった米国が冷戦中のイデオロギー的大義名分を失った状態で、その核抑止力の執行を宣言することができるか、ということである。

結論から言えば、こうした宣言を米国が行うことはできないのではないかと察せられる。その理由として以下の四点が考えられる。

第一は、米国の意志・モラルの問題である。

NPT体制の下で核の保有が公認されているP-5以外の国が核兵器の保有を明らかにし、自らの安全保障のためには先制使用も辞さないと明言した場合には、米国政府としては「世界の秩序の安定化の見地から先制使用は許容できないものであり、仮にそのような決心に踏み切った場合には、米国の核による報復を行うことを躊躇しない」と宣言せざるを得ないと考えられる。しかしこのような宣言が、はたして米国市民から支持されるかと言う必ずしもその保障はない。自国より軍事的に劣勢な国にたいし、市民の大量殺戮を伴わざるを得ない核報復を行ふが妥当か、むしろ衝撃的な手段を摸索すべきではないか、という批判を市民から招く恐れがあり、米国政府がその圧力に耐えられるかは定かではない。

第二は、国際世論の問題である。

仮に米国がこうした宣言を行うことができた場合には、相手国からの核攻撃を恐れ

ることなく、一方的に核を使用することができる国という立場を獲得することとなる。すなわち米国は単に軍事的なスーパーパワーであるという能力の点の優越にとどまらず、核の専制的な使用を容認された唯一の存在という特権的な地位につくこととなるわけだが、果たして中露等の米国に対し批判的な諸国にとってこのような国際社会の中での支配的な地位は許容できるものであろうか。むしろ、このような核の独占的使用に対する違法性と言ったものを指摘することが十分考えられよう。

第三は、新たな核抑止戦略の樹立が必要だという点である。

たとえ上記二点が克服されたとしても、従来の核理論が前提とした行動の合理性、例えば相互確証破壊理論の掲げ所だった「合理的行動」が担保されないような場合には、抑止力の有効性は損なわれることとならざるを得ない。欧洲で長らく培われた価値観と異なる次元に立つ宗教やイデオロギーを奉ずる一種の神權政治による国や、自国民の惨禍をそれほど厭わない専制主義国が核を保有した場合には、従来の抑止の論理がそのまま通用する可能性は低い。これまで行われてきたようなコスト・ベネフィット計算の他、そうした相手方の価値観や安全保障観を加味した別個の抑止戦略が求められることとなろう。

第四は、抑止の手段としての核兵器の位置づけがどのように変化したか、という点である。

核兵器の巨大な破壊力は、ピンポイント攻撃がほとんど不可能だった50年代から60年代においては、下世話を言えば「味噌も糞も一緒に」始末することを保証する力であった。ところが、70年代以降のエレクトロニクスの進歩とともに急速に発展した精密誘導兵器、いわゆるスマート兵器は、破壊力に頼らず命中精度によって目標を排除することを可能にするものであった。

こうした「きれいな」「外科手術的な」攻撃により目的の達成を可能にする精密誘導兵器の出現は、モラルの点で殆ど使用不可能に近かった核兵器の役割がいよいよ狭められることとなるため、新たに核兵器を保有しようとする国に対してはその動機を弱めるような効果を持つにいたっている。他方米国にとっても、精密誘導兵器を十分に装備すれば、核拡散抑止のために核を利用する必要性はなくなるのではないか、という批判を生む根拠ともなっている。確かに精密誘導兵器の進歩は、核不拡散に貢献するものではないか、という考え方もあるだろうが、核兵器が持つ「抑止」と「破壊」という二つの機能に則して考えれば、後者については封じ止める根拠とはなり得ても前者については代替しうるものとはなり得ないことに留意すべきである。但し、こうした論理に基づき米本土を核攻撃する能力を持たない中小核保有国を念頭に置いて米国が核抑止論の必要性を主張しても、それが国際社会の受け入れるところとはなりにくいのではないだろうか。

ソ連が解体し冷戦構造が崩壊したため、米国が規範的に核抑止を維持することが保証されなくなっている現状から、大量破壊兵器を含む地域紛争において、相手方が米